



# 後期高齢者医療

平成20年4月1日から、国の医療制度改革により、「75歳以上の高齢者（65歳以上で一定の障がいがあり制度に加入する方を含む）」に係る医療については、従来の老人保健制度から、全市町村が加入する広域連合を運営主体とする独立した医療保険制度である後期高齢者医療制度で実施することとなりました。

これまでの老人保健制度では、加入している医療保険（国民健康保険又は被用者保険）によって保険料を負担する人と負担しない人がおり、また、保険料は市町村によって高低がありました。

一方、給付は市町村から受ける仕組みで、給付主体である市町村と保険料の決定主体である医療保険者とが別々となり、これにより財政運営の責任が明確ではなく、また、市町村が医療保険の保険料からの拠出金と公費とを財源として運営する仕組みとなっていることから、拠出金の中の現役世代と高齢者の保険料が区分されておらず、両者の費用負担関係が明確ではありませんでした。

新しい後期高齢者医療制度においてはこのような点について、独立の医療保険制度（後期高齢者医療制度）を創設し、都道府県の区域内の全ての市町村が加入する広域連合が運営を行うことにより財政運営の責任主体を明確化にして、高齢者の一人ひとりを被保険者として保険料を徴収し、高齢者と支え手である現役世代の負担の明確化・公平化を図ることになっています。

※被用者保険とは、政府管掌健康保険や、企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合等のことであり、国民健康保険は含まれません。

後期高齢者医療制度の資格と保険料については2月号で、給付については3月号で紹介します。

## ●資格

### ○制度の施行日

- ・平成20年4月1日

### ○運営主体

- ・県内全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合

### ○広域連合と市町村の役割

- ・広域連合は、被保険者の認定、資格管理、保険証等の交付
- ・市町村は、加入・脱退の届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務



有料広告掲載欄

## ゆとりある社会の実現をめざして、未来に向かって前進。

カネソウは、人間性豊かな、ゆとりある社会の実現を目指して常に皆様のお役に立ち続ける企業でありたいと考えています。これからも建築・福祉・環境・都市景観・防災関連をはじめとした分野で、きめ細かな商品とサービスを皆様に提供してまいります。



耐震補強装置 仕ロダンパー

カネソウ株式会社

<http://www.kaneso.co.jp/>

三重県三重郡朝日町大字繩生81番地  
TEL (059) 377-3232 FAX (059) 377-3905

# 制度について



## ○対象となる方

三重県内に住所を有する75歳以上の全ての方（生活保護を受給されている方は除きます）

※65歳以上で一定の障がいがあり、制度に加入する方を含みます。

## ○資格取得する日

平成20年4月1日現在は

- ・75歳以上の方は、制度施行日（平成20年4月1日）
- ・65歳以上74歳の方で一定の障がいがあり、老人保健資格を取得している方（本人の申出により資格喪失できます）は、制度施行日（平成20年4月1日）

制度施行後は

- ・75歳となる方は、75歳年齢到達日（誕生日）
- ・65歳以上74歳の方で一定の障がいがあり、認定申請をされた方は、広域連合が認定した日



## ○被保険者証（保険証）について

被保険者証は1人1枚交付します。

- ・老人保健制度から移行される方には、3月下旬に被保険者証を郵送します。
- ・制度施行後に75歳になる方には、75歳到達日の前に被保険者証を郵送します。
- ・障がい認定申請をされた方には、認定後に被保険者証を交付します。

※被保険者証の有効期限は、毎年7月末日となっており、7月中に8月から翌年7月末まで有効の新たな被保険者証を郵送します。



## ○お医者さんにかかるとき

自己負担額は現行の老人保健制度と同様で、かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）を負担します。

車を選ぶとき、試乗する。  
服を選ぶとき、試着する。  
キッチンや暖房は、どうですか？  
リベナス四日市なら、ガラストップコンロや床暖房、ミストサウナなど  
快適な住まいのための設備を体験していただけます。

**TOHO GAS**  
東邦ガスショールーム **リベナス四日市**  
TEL 059-353-9211  
〒510-0084 四日市市栄町3番8号  
東邦ガス 四日市営業所1F・2F  
(JR四日市駅すぐ。駐車場あり)  
営業時間/10:00~18:00  
休業日/水曜日(祝日の場合は営業)、年末年始・お盆

**LIVENAS**  
TOHO GAS SHOWROOM LIVENAS YOKKAICHI

有料広告掲載欄



# 後期高齢者医療

## ●保険料

後期高齢者医療制度では、介護保険制度と同様に全ての被保険者一人ひとりに対して保険料を算定、賦課します。

### ○保険料の算定

保険料は、医療給付等を行うために必要な経費をもとに算定します。各被保険者の保険料の内訳は、被保険者均等割（応益割）と所得割（応能割）が基本となります。

なお、所得割の算定対象所得は「基礎控除後の総所得金額等」を基準とします。また、保険料の上限は年額50万円（被保険者均等割と所得割の合計）となります。

被保険者均等割額と所得割率については原則県内均一で、後期高齢者医療広域連合において2年ごとに算定します。

※平成20年度及び21年度における被保険者均等割額と所得割率は次のとおりです。

被保険者均等割額	36,758円
所得割率	6.79%



### ○保険料の軽減措置

#### ◆低所得者に係る軽減

低所得世帯に属する方については、世帯の所得水準に応じて一定の計算に基づき保険料の被保険者均等割部分の軽減（7割、5割、2割）措置があります。

総所得金額等が下記の金額以下の世帯（被保険者及び世帯主）	軽減割合
33万円	7割
33万円+24.5万円 × 当該世帯の被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）	5割
33万円+35万円 × 当該世帯の被保険者の数	2割

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得から15万円を差し引いて判定します。

#### ◆被用者保険の被扶養者に係る軽減

後期高齢者医療に加入される前日において被用者保険の被扶養者となっていた方については、新たに保険料負担がかかることから、激変緩和のため制度加入時から2年間は被保険者均等割を5割軽減し、所得割は課しません。

※平成20年度については、時限措置として4月から9月までの6か月間の保険料は無料となり、10月から平成21年3月までの6か月間の保険料は被保険者均等割が9割軽減された額となります。

※被用者保険とは、政府管掌健康保険や、企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合等のことであり、国民健康保険は含まれません。

### ○保険料の減免

災害にあった場合や生活困窮による保険料の納付が著しく困難な場合など、一定の基準に基づき、申請による保険料の減免措置があります。

有料広告掲載欄

## JA三重四日市住宅ローン相談会実施中

場所：四日市市安島二丁目1-2  
JA三重四日市ローンセンター(JAパーキング1階)

電話：059-354-8863  
0120-608863

時間：午前 9時～午後6時（平日）  
午前10時～午後4時（休日）

お車でお越しの場合はJAパーキングをご利用ください。

・住宅ローン・マイカーローン  
・教育ローン等 各種ローンのご相談

# 制度について



## ○保険料の徴収

原則として、年額18万円以上の年金受給の方は年金から天引き（特別徴収）になります。

ただし、介護保険料とあわせた保険料額が、年金額の1/2を超える方やその他の事情により特別徴収されない方については、口座振替等の方法により市・町に対して納めていただきます（普通徴収）。なお、特別徴収の徴収月および普通徴収の納期は次のとおりです。

### 特別徴収の徴収月

4月、6月、8月、10月、12月、2月（※4月、6月、8月は仮徴収です。）

### 普通徴収の納期

1期(7月)、2期(8月)、3期(9月)、4期(10月)、5期(11月)、6期(12月)、7期(1月)、8期(2月)、9期(3月)

## ○保険料を滞納すると

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、被保険者証を返還してもらい、「短期被保険者証」または「被保険者資格証明書」を交付します。

なお保険料を完納されたり、滞納額が著しく減少したときは、改めて被保険者証を交付します。

## (参考) 具体的な年間保険料額の例

下表は一般的な例となっておりますので、あくまで参考としてご覧ください。

・基礎年金受給者【基礎年金79万円】[一人世帯の場合]
被保険者均等割 11,027円 + 所得割 なし = 11,027円 (7割軽減)
・厚生年金の平均的な年金額の受給者【厚生年金201万円】[一人世帯の場合]
被保険者均等割 29,406円 + 所得割 32,592円 = 61,998円 (2割軽減)
・厚生年金の平均的な年金額の夫【厚生年金201万円】とその妻(基礎年金受給者)【基礎年金79万円】 [二人世帯の場合]
○厚生年金受給している夫 被保険者均等割 29,406円 + 所得割 32,592円 = 61,998円 (2割軽減)
○基礎年金受給している妻 被保険者均等割 29,406円 + 所得割 なし = 29,406円 (2割軽減)
・自営業者である世帯主と同居する者【世帯主(子) 年収390万円、親 基礎年金79万円]
被保険者均等割 36,758円 + 所得割 なし = 36,758円
・被用者の子供と同居する者【子 政府管掌保険 平均年収390万円、親 基礎年金79万円]
被保険者均等割 36,758円 + 所得割 なし = 36,758円

被用者保険の被扶養者となっていた方については、次の激変緩和措置を行います。  
後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、被保険者均等割額の5割を軽減し、所得割を課しません。  
※平成20年度については、時限措置として4月から9月までの6か月間保険料は無料となり、10月から平成21年3月まで6か月間の保険料は被保険者均等割が9割軽減された額となります。

※県政だより1月号に関連記事があります。あわせてご覧ください。

また、朝日町広報3月号にも関連記事を掲載する予定です。

## お問い合わせ先

三重県後期高齢者医療広域連合

TEL : 059-221-6883

三重県後期高齢者医療広域連合ホームページ

TEL : 059-221-6884

<http://www.75iryu.biz-web.jp/>

FAX : 059-221-6881

朝日町役場町民福祉課

TEL : 059-377-5652

## 中部電力からのお知らせ

「キッチンリフォーム  
ここがポイント」セミナー  
& 「オール電化体験会」開催

★日時: 2月16日(土) 13:30~14:30

★場所: 中部電力桑名営業所(2階)DENKAプラザ

★お申込みは 0594-24-5600

中部電力「桑名DENKAプラザ」では、年末・年始・GWを除いていつでもオール電化体験ができます。お気軽にお申し込み下さい。



## 有料広告募集中

お問い合わせ先

総務税務課 広報係 (377-5651)

町ホームページ

<http://www.town.asahi.mie.jp>

有料広告掲載欄